

農林大学校で活用できる修学支援制度一覧

令和6年3月

支援制度	入学金・授業料・寮使用料 免除	奨学金制度		新規就農者育成総合対策 (就農準備資金)	緑の青年就業準備給付金
		給付型	貸与型		
実施主体	山形県 (農林大学校)	国 (日本学生支援機構)		山形県 (農業経営・所得向上推進課)	山形県 (森林ノミクス推進課)
対象者	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生で、成績優秀、又は学習意欲の高い学生 *世帯収入や資産状況、家族の状況等により3段階の基準で支援額が決定する	人物・学力の推薦基準を満たしている学生 *世帯収入や家族の状況等により決定する	研修期間中の研修生(就農時49歳以下)	林業分野に就業し、将来的にはその中核を担う強い意志を有している学生(就業時原則45歳以下)	
支援の内容	第1区分 全額免除 第2区分 2/3免除 第3区分 1/3免除 農林大学校の場合 ・入校料:5,650円 ・授業料:118,800円/年 ・寮使用料:80,400円/年	第1区分 66,700円/月 給付 第2区分 44,500円/月 給付 第3区分 22,300円/月 給付 注)「学資にあてるため給付される金品」のため非課税所得となり確定申告は不要	第一種(無利子) 51,000円、40,000円、30,000円、20,000円/月 貸与 ※給付奨学金と併用する場合、貸与額が調整されることがある(第二種の活用も検討) 第二種(有利子) 20,000～120,000円/月 貸与	年間最大150万円を最長2年間交付 注)雑所得として確定申告が必要(本校では、確定申告について税務署から指導を受ける機会を設けている)。	年間最大155万円を最長2年間交付 注)雑所得として確定申告が必要(本校では、確定申告について税務署から指導を受ける機会を設けている)。
要件等	(区分判定、適格認定等は、給付型奨学金の判定に基づく)	<ul style="list-style-type: none"> 給付期間内に適格認定があり、家計の状況により支援区分の見直しを行う[適格認定(家計)] 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後に償還開始(卒業半年後から原則、毎月償還) 定額返還方式と所得連動返還方式があり、返還額に応じて償還期間が変動する(場合によっては20年を超える場合もある) 	<ul style="list-style-type: none"> 研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること(親元就農者は、就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること) 前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円未満の者 	<ul style="list-style-type: none"> 研修終了後1年以内に林業分野へ就業すること
申請方法・時期	農林大学校事務室に「授業料等免除(納入猶予)申請書」を提出し、授業料納入通知書に基づく支払いは一旦保留する。(4月下旬まで) 給付型奨学金の区分判定が決定したら、その区分に応じた免除後の金額を支払う(6月頃)。	【予約採用】高校生の時(6月末まで)にインターネットで申し込み、必要書類を高校と日本学生支援機構に提出し、進学後、インターネットで進学届を提出する(スケジュールや手続きは高等学校に確認)。 ※5月には入金が可能で、年度初めの資金繰りに有効 【在学採用】入学後、学生はインターネットで申し込み、必要書類を農林大学校と日本学生支援機構に提出(例年、5月下旬まで提出) ※申請手続きは、給付型は前期・後期の年2回、貸与型は年1回 ※緊急対応の場合は、随時(緊急、応急)申込可能	授業の一環として申請書の作成を指導(例年、6月頃)	授業の一環として申請書の作成を指導(例年、6月頃)	
制度の併用	両方の制度を同時に利用する必要がある(修学支援新制度)		給付型奨学金(修学支援新制度)や農業次世代人材投資資金(準備型)、緑の青年就業準備給付金との併用はできる ※県内で就業する者は、「山形県若者定着奨学金返還支援事業」を利用できる場合がある	「給付型奨学金(修学支援新制度)」との併用はできない	